

診療所（医科・歯科）を開設した皆様へ（法人開設）

～医療法等の許可・届出手続きについて～

1 開設届、変更届等の副本

開設届、変更届等の「副本」は、届出等を行った証となる書類です。大切に保管してください。

2 許可・届出事項の変更手続き

許可事項・届出事項を変更する場合は、一部変更許可申請または変更届の手続きが必要です。

なお、★の項目は電子による申請も可能です。（令和7年4月～）

(1) 一部変更許可申請：事前に申請を行い、許可を受けてください。

- ・ 開設の目的、維持の方法
- ・ 構造設備・室用途（注1）、敷地の面積
- ・ 病床数、病床の種別ごとの病床数、各病室の病床数（注2）事前にお問い合わせください
- ・ 従業者の定員

(2) 変更届：変更後10日以内に届出をしてください。

- ★・ 開設者の名称、主たる事務所の所在地
- ★・ 診療所の名称
- ★・ 開設場所の住居表示（例：区画整理等による変更）
- ★・ 診療科目
- ★・ 定款、寄附行為又は条例
- ★・ 管理者の住所・氏名
 - ・ 管理者（注3）

注1 構造設備・室用途を変更する場合は、事前にご相談ください。有床診療所の場合、別途一部変更使用許可申請が必要になる場合があります。

注2 別途、東京都保健医療局医療政策部医療安全課への申請等が必要になる場合があります。

注3 免許証、臨床研修等修了登録証（医師（平成16年4月以降の免許取得者）及び歯科医師（平成18年4月以降の免許取得者）が対象。以下同じ）の原本及び写しをお持ちください。その他に、職歴書及び開設者が医療法人の場合、管理者が医療法人の理事であることを示す書類（議事録等）が必要となります。

診療所において医師が常時3名以上診療に従事する場合、専属の薬剤師を置かなければなりません。ただし、保健所長の許可を受けた場合を除きます。

3 診療用エックス線装置の備付・変更・廃止

診療用エックス線装置を備付、変更、廃止したときは、10日以内に届け出てください。

4 廃止・休止・再開

廃止・休止・再開した時は10日以内に届出をしてください。

5 新たに新規開設手続きが必要となる場合

開設者が変わる場合（例：法人開設から個人開設へ）、開設の場所が変わる場合（例：移転）

6 麻薬施用者の免許

疾病治療の目的で麻薬施用、処方せん交付を行う場合は、麻薬施用者免許が必要です。

窓口：東京都保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当 電話：03-5320-4503

問い合わせ先 東京都南多摩保健所 管理課 保健医療担当

電話 042-371-7661

〒206-0025 多摩市永山 2-1-5 令和7年4月作成